

奈良県文化会館公共施設等運営事業に関する質問書

基本協定書

No	該当箇所									タイトル	質問	回答
	頁	章	条	1	(1)	1)	①	ア	(ア)			
1	3		3	1						SPCの所在地	SPCの所在地を奈良県文化会館の所在地とすることは可能でしょうか。	募集要項に関する回答No.46参照。